

国全集「義務」高裁も認定

岡山支部判決 原告控訴は棄却

憲法53条に基づく臨時国会の召集要求に、内閣が約3ヶ月間応じなかったのは憲法違反かが争われた訴訟の控訴審判決が27日、広島高裁岡山支部であった。塩田直也裁判長（退官、河田泰常裁判長代読）は、内閣は国会に対し、召集する権力は負わないとして、原告側の訴えを退けた。一方、国会議員への義務は負わないと判断した。原告側の控訴を棄却した。内閣の対応の違憲性は判断しなかった。原告側は上告する方針。

発端は2017年6月22日、森友・加計学園問題を

審議するため、原告の高井崇志・衆院議員（当時）ら野党議員が求めた臨時国会召集。安倍晋三内閣（同）は98日後に召集したが、審議には入らず、冒頭に衆院を解散した。高井氏は「内閣が召集を怠り、国会議員の権能行使を侵害された」と主張し、国に1万円の国家賠償を求めていた。高裁判決は、衆参いずれの国家賠償を求めていた。

高裁判決は、衆参いずれかの4分の1以上の議員の求めがあれば、内閣は臨時国会を召集しなければならないと定めた憲法53条後段の趣旨を検討。国会に自ら臨時国会を開く権限を与えるとともに、少數派を尊重した規定だとして、内閣が要求に応じない場合は「国会や全国民に対し、政治的責任を免れない」とした。

その上で、同条後段に基づく召集要求権は、内閣に対する国会の権限であり、召集を要求した国会議員には、国家賠償法で保護される権利はないとの指摘。原告側は「職業活動の自由に基づく国会活動の侵害」も主張したが、高裁判決は「仮定的で抽象的な国会活動の可能性だ」として退けた。

同条をめぐる一連の訴訟は全国で3件起こされた。

地裁判決はいずれも内閣の対応が憲法違反にあたるか

判断せず、原告側の訴えを一括で棄却。東京高裁は2月、福岡高裁那覇支部が同じく判決を言い渡す。（中村建太）

1/28 朝日

野党「安倍内閣の責任重い」

野党側は27日、臨時国会の召集になかなか応じなかつた末、召集後に冒頭解散して審議を封じた安倍内閣の手法を改めて批判した。

立憲民主党の小川淳也政

調会長は記者団の取材に

「合理的な期間内に開会」

る余地がある』といふ。審判決が維持された。臨時国会の召集を拒否した安倍内閣の責任は重いことが明瞭にされた」と語った。

なければ、(憲法の)規定の存在意義そのものがない」と指摘。「法の安定性や法の支配をおろそかにし、社会モラルや正義感に少なからぬ傷を残した」と述べた。共産党の志位和夫委員長は記者会見で「『連携と評価する』ことめた。(神沢和敏)

国民民主党的玉木雄一郎代表は記者会見で、12年の自民党的改憲草案に「20日以内」の召集が規定されていたことを挙げ、「より強い義務を内閣側に課す観点での改正は積極的に議論すべきだ」と述べた。

憲法53条を巡っては、菅内閣も21年、新型コロナ対策などのため野党が臨時国会開会を求めたがなかなか応じなかつた。80日後に菅義偉首相は召集したが、岸田内閣への交代のための国